

「放射能による環境汚染」に法の網がかかっていない!

! ～六ヶ所再処理工場を通して見る環境規制の無法状態～!

(2009.8) 三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫

環境基本法（放射性物質による大気汚染等の防止）

第13条 放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

◎ 国会でのやりとり

07.10.27 参議院環境委員会で無所属川田龍平議員の質問に答えて鴨下環境大臣は「（原子力の）推進と監視を同一のところで取り仕切ることの問題は私も許容する」

08.12.4 参議院経産委員会で民主下田敦子議員の質問に、平岡原子力安全保安院審議官は「（再処理工場の）放射能による海洋生態系へのアセスメントはしていない」

09.3.5 参議院予算委員会で民主主濱了議員の質問に答え、二階経産大臣「（六ヶ所再処理工場から）1年間に放出する放射性物質の数は原子力発電所の180倍との試算も出来ます」主審議員「日本の沿岸を放射能汚染をさせないということやって頂けるのか頂けないのか」「これは地元にとっては重大な事件だ」

06年3月末から六ヶ所再処理工場の試験運転が開始され3年が過ぎました。この間、大量の放射性物質が環境に放出されています。07年度に実際に空に放出されたクリプトン85は46000兆ベクレル、この値は05年度の国内原発55基から放出された希ガス全量5700億ベクレルのなんと80700倍にもなります（06・08年度は約3万倍に相当が放出）。広く地球を汚染しはじめています。

*クリプトン85（半減期11年）

海に投棄された廃液中のトリチウム平均濃度は原発放出濃度限度の約250倍（06年度）、560倍（07年度）、150倍（08年度）もの高濃度でした。06.4以来09.3末までに海洋へ放出されたトリチウムの合計は2200兆ベクレルでこれは一般人の年摂取限度の3960万人分（5657人の経口急性致死量）に相当します。07.10.2には原発濃度限度の2821倍の濃度のトリチウムが放出されました。徐々に周辺環境試料から放射性物質が検出されはじめています。

*トリチウムT（半減期12年）は水（HOH→TOH）の形で投棄

なぜこのような放射能の大量放出が野放しにされるのか、国はそれをなぜ許すのでしょうか。放射性物質による環境汚染は原発等と比べ扱う放射能の量が極端に多い再処理工場で典型的な形で現れてきています。六ヶ所再処理工場の例を通して、放射性物質による環境規制は

どうなっているのか問題点を調べてみました。

1) 環境基本法の理念は放射性物質にも適用する ～環境大臣答弁～

私たちの環境を守る法律の中心は「環境基本法」（1993.11制定）です。

第1条（目的）「この法律は、環境の保全について、・・・もって、現在及び将来の国民及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」とこの法の究極の目的が掲げられています。

第3条から第5条までは誰もが納得できる環境基本法の理念が掲げられています。

第3条 （環境の恵沢の享受と継承等）

第4条 （環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等）

第5条 （国際的協調による地球環境保全の積極的推進）

08.6 参議院環境委員会で川田龍平議員の質問に鴨下環境大臣は「放射性物質についても環境基本法の理念は運用される」と答えました。しかし再処理工場から環境への放射能垂れ流しは環境法の理念を著しく逸脱した行為ではないのでしょうか（放射性のクリプトン85、トリチウム、炭素14については除去することなく全量垂れ流しにされています）。

第6条から第9条にかけては上記理念にのっとり環境保全のため「国、地方自治体、事業者、国民の責務」について述べられています。再処理工場に関しては行政や事業者の責務が果たされて



いるとは言えません。次の条項にこの報告書冒頭に掲げた第13条が登場してきます。

2) 放射性物質の環境規制はどこに消えてしまったのか。

環境基本法第13条「放射性物質による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる。」とあります。ところが原子力基本法ではこの条項を具現化する条項がありません。。最も近いと思われる条項は原子力基本法の第20条（放射線による障害の防止措置）「放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。」ですが、これは「公共の安全を確保する」とあり放射性物質から「大気、水質、土壌の環境汚染防止」とは受け取れません。これは流通や研究開発などで放射性物質を使用する人たちを障害から守ることを主たる目的としているものです。原子力関連重要二法である放射線障害防止法（放射線障害防止の技術的基準に関する法律）、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）においても「公共の安全を確保する」と同内容が目的に上げられています。下位の法律や条項にも放射性物質からの環境の保全について記載されたものはありませんでした。

環境基本法に基づく水質汚濁防止法や大気汚染防止法では、各種化学物質について海域、河川湖沼、大気などの環境基準が定められ、事業所の放出口からの濃度基準や総量規制が定められています。また、環境アセスメントについても明文化されています。

2) -1 なぜ放射性物質だけが環境基本法から原子力関連法の規制に移されたのか

環境基本法の前身は公害対策基本法（1967年8月制定）であり、その第8条（放射性物質による大気汚染等の防止）で「放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる」と環境基本法第13条と同じ内容になっています。1967年から「放射性物質は原子力基本法等で汚染防止の措置をする」ことになったのです。なぜこのような特別扱いにされたのか、環境基本法解説書（環境庁編著）によれば「・・・放射性物質による大気汚染等については（旧）公害対策基本法の立法当時、原子力基本法及びその関係法律で既に防止のための措置がとられていたことなどから、これらの防止措置については、原子力基本法及びその関係法律によって行うこととされていた。ところであり、本条はその考え方を引き継いだものである」とありました。しかし、原子力基本法では防止のための措置に関する条項が全く見あらず、これは説明になっていません。

本当の理由は何か推定してみました。米国など核大国を見ると、当初原子力開発は軍事目的でスタートしています。一刻も早い核武装や爆発威力の増大のためなりふり構わずに核爆弾の製造と核実験が行われたため、米ソ英仏の核施設や実験場周辺環境は深刻な放射能汚染が報じられています。核開発競争のため、環境保全には配慮された形跡がありませんでした。原子力の平和利用と言う名目で原子炉が導入された国々においても、原子炉で生成されるプルトニウムを前にし機会が到来したならば核武装という思惑が底流に流れています。1960年の日米安保条約改定時には核持ち込みの密約が外務次官レベルで引き継がれてきたと50年後の現在公にされています。公害対策基本法が制定された昭和42年（1967年）当時は中国の核実験が開始されてから3年目に当たります。このような中国の核保持は、政府中枢における核武装論者に火をつけたと思われます。事実1968年外務省内「外交政策委員会」で核武装が論じられたことが報じられています。我が国の原子力（有事核武装）開発上支障になる環境保全については触れられることなく来たのではないかと思います。



1973 年 3 月に水俣病の判決を受け当時の前田科学技術庁長官兼原子力委員長は建設中であつたプルトリウムを製造する「東海再処理工場からは放射性物質を放出させない」と新政策を打ち出しましたが、これはいつの間にか立ち消えになってしまい真相は不明です。核武装論者からの圧力があつたのではないのでしょうか。

2) -2 原子力基本法で環境汚染防止について検討された形跡はあるか

原子力基本法(目的)「第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。」とエネルギー資源を確保し国民生活の水準向上に寄与することが目的とされています。制定された終戦後間もない 1955 年当時の生活水準は現在とは比較にならないものでありその向上のためエネルギーが必要という発想は無理からぬものがあります。以来半世紀を過ぎ、生活水準が向上し地球環境保全のため省エネが叫ばれている現在この法律を再度吟味する必要があります。1967 年 10 月公害対策基本法が制定されこれは 1993 年 11 月環境基本法に引き継がれました。旧法第 8 条はそのままの内容で新法第 13 条に受け継がれました。1967 年以降旧第 8 条、新第 13 条関連で原子力基本法が改正された形跡がないのか附則を現在まで追ってみました放射性物質による環境汚染防止に関わる法改正はなされていませんでした。実に 42 年もの間なおざりにされてきたと言

えます。



(水俣病の教訓 水俣病判決を受けて当時の科学技術庁長官は東海再処理工場から環境へ放射能を放出させないと言明。(1973.3.31 朝日新聞) これは立ち消えになる。)

08.6.10参議院環境委員会においてこのことについて糾した川田龍平議員へ国(文科省審議官・保安院次長)は「放射線障害防止法」「原子炉等規制法」で対応されていると該当条項も示さずに強弁しています(時間切れとなり追及できず終了)。

3) 環境基本法第 13 条の「措置」とは何か第 13 条では「大気、水質、土壌汚染防止のための“措置”は原子力法で定める」となっています。この「措置」について環境基本法解説では「第二章の各条に定められている施策による“措置”を指す」とあります。第二章の冒頭第 14 条に施策の策定及び実施に当たっての指針が示されています。実に明瞭簡潔で説得力のある条文です、原子力基本法でも同様の条文がまず示され、そして具体的措置が展開されるべきではないのでしょうか。第二章以下の条項では「政府は環境基本計画書を策定する」「政府は環境基準を定める」「公害防止計画の作成」「環境影響評価の推進」「環境の保全上の支障を防止するための規制、事業者等の遵守すべき基準」「経済的措置」「環境教育」「情報の提供」「監視体制」「公害紛争の処理、救済」「国際協力」「原因者負担」

などきめ細かな措置が定められています。
放射性物質による汚染防止についても、原子力基本法などでこれに準拠した法律が展開されはじめて13条が生きてきます。環境基本法の措置と原子力基本法等について「措置」について比較してみました。（表―1）

（表―1）環境基本法と原子力基本法等（関連法）の比較：環境汚染防止の「措置」				
環境基本法 条 項 （汚染防止のための措置）		原子力法（放射性物質による環境汚染防止の措置）		
		再処理工場	原子力発電所	備 考
15 条	環境基本計画（政府）	なし	なし	
16 条	環境基準 水質（健康・生活）、 大気、土壌、騒音	なし	なし	周辺管理区域の外の基準はある
17 条	公害防止計画（都道府県知事、 特定地域の計画）	なし	なし	特定地域は定められていない
20 条	環境影響評価 （審査は知事、市町村長）	なし	あり*（審査は経済 産業省）	環境影響評価法 電気事業法で定められている。

上表からわかるように、環境基本法第二章に定められている代表的な汚染防止のための措置「環境基本計画」「環境基準」「排出基準」「環境影響評価」について原子力基本法などでは明文化されていません。環境基準については、全公共用水域の総水銀環境基準は 0.0005mg/L 以下、二酸化窒素の大気環境基準は1時間値の1日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下といったように 各種化学物質について海域、河川湖沼、大気などの環境基準が定められ、この環境基準達成を目標に事業所放出口での濃度基準や、規制項目の達成が困難な地域については総量規制が定められています。放射性物質についても海域のトリチウム環境基準や大気中のクリプトン 85 の環境基準、海底土のプルトニウムの基準などが定められるべきではないでしょうか。

環境影響評価（アセスメント）は原子力発電で義務づけられていますが、これは原子力関連法による規制措置ではなく環境影響評価法と電気事業法が根拠法になっています。
大量に放射性物質を放出する再処理工場には環境影響評価が措置されていません。建設費が2.2兆円の超危険な大規模化学工場である再処理工場では周辺環境のアセスメントが実施されていません。工場周辺住民の年被ばく実効線量が0.022ミリシーベルトという推定程度の影響評価ではとても納得できるものではありません。

環境基本法に定められている「措置」がなされてはじめて第13条が具現化されたことになるはずですが原子力法で「措置」と言えるものが全く

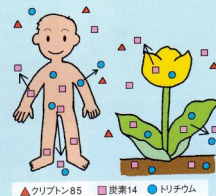
見当たりません。環境基本法で制定されている条文が原子力基本法で反映されておらず整合性に欠ける無責任な法体系になっています。

Q1 再処理工場からは、どのような放射性物質が放出されるの？

A1 クリプトン85、トリチウム、炭素14などが放出されます。

クリプトン85、トリチウム、炭素14は、もともと私たちの身の回りにある人体への影響の非常に小さい放射性物質です。

クリプトン85は、他の物質と結合しないため、体内へは取り込まれません。トリチウムと炭素14は、放射線を出す水素と炭素です。それぞれが水や二酸化炭素の形で放出されますが、体内に取り込んで時間たつと新陳代謝などにより体外へ排出されます。



再処理工場から放出される放射性物質によって受ける影響は年間約0.022ミリシーベルトと評価しています。

日本原燃 広報チラシから

4) 放出口等における濃度規制はどうなっているのか

六ヶ所再処理工場から海へはトリチウムを大量に含む廃液を沖合3km水深44mの放出口から放流、空へは主としてクリプトン85を含む放射能排気を150mの排気筒から放出します。環境法規制対象の事業所では環境への放出口での濃度規制が行われていますが、再処理工場では放出口規制がありません。まとめると（表―2）のようになります。

(表―2) 環境法関連と原子力法関連事業所の比較：放出に関わる濃度規制

環境法関連事業所		原子力法関連事業所	
事業所	対象項目例	再処理工場	原子力発電所
液体放出：公共用水域へ排水基準あり (水質汚濁防止法第3条「許容限度」)	(健康項目) 水銀、シアン、ヒ素等 (生活項目) pH、鉄、COD、油分等	排水基準なし(放射性物質について)	周辺監視区域外へ排水基準あり(放射性物質について) <u>3月間についての平均濃度</u> 「濃度限度」*
気体排出：排出口での排出基準あり (大気汚染防止法第3条「許容限度」)	(有害物質) カドミウム、フッ素等 (その他) イオウ酸化物、NOx 等	排出口での排出基準なし(放射性物質について)	排出口での排出基準なし(放射性物質について)

*【実用発電原子炉の設置、運転等に関する規則】第15条（工場又は事業所において行われる廃棄）「七 前号イ（廃水施設によって排出）の方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法によって排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が経済産業大臣の定める濃度限度を超えないようにすること。」

事業所からのシアン化合物の排水基準は 1mg/L のように許容限度が定められています。ダイオキシンの排出基準は事業規模等により 0.1～1 ng-TEQ/m³N となっています。原子力発電所には一応排水基準がありますが、環境法規制事業所の採水時点での濃度規制ではなく 3ヶ月の平均濃度であり、極めて非現実的な（事業者にとり都合の良い）規制になっています。3ヶ月の平均、それも事業者の測定まかせとなると一時的に高濃度の放射性廃液を放出してもその後の測定値が低ければ基準をクリアしてしまいます、またリアルタイムの監視は

できずあまり意味がありません。このように数ヶ月当たりの濃度と平均化してしまう操作は原子力の様々な分野で行われており規制の効力を失わせるものになっています。大気へ放出の場合、環境法規制施設と異なり原子力施設では排気筒での規制はありません。再処理工場の 150m の排気筒から何千万ベクレル/m³ という高濃度のクリプトン 85 を日常的に排出しても法律上は全く問題にならないのです。では、他にどのような規制がなされているのでしょうか。それが次に述べる「周辺監視区域外」の規制です。

(表―3) 環境法関連と原子力法関連事業所の比較：「周辺管理区域外」の濃度規制

環境法関連事業所	原子力法関連事業所	
事業所	再処理工場 *1)	原子力発電所 *2)
液体放出 濃度規制はなし	濃度規制あり（放射性物質について） 海洋放出：実効線量当量について <u>3月間に 250 マイクロシーベルト</u> （海洋での測定は実施せず）	濃度規制あり（放射性物質について）ただし、 <u>3月間についての平均濃度</u> とする。（表―2）と重複している。
気体排出 濃度規制はなし	濃度規制あり（放射性物質について） ただし、 <u>3月間についての平均濃度</u> とする。	濃度規制あり（放射性物質について） ただし、 <u>3月間についての平均濃度</u> とする。

*1)【核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示】（平成十二年十二月二十六日科学技術庁告示第十三号）

*2)【実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示】（平成十三年三月二十一日経済省告示第百八十七号）

のか

原子力施設では環境法とは違い「周辺管理区域外」の濃度規制や「年間管理目標値」で総量を規制しているので安心だと言います。周辺管理区域とは原子力施設周辺の立ち入り禁止区域でありその境界外で濃度規制がなされています（前頁 表—3）。

「周辺管理区域外」に関わる濃度規制は、公共用水域への液体放出や大気への放出口規制をしている環境規制事業所では不要であり制定されていません。しかし大気への放出口規制がない原子力施設ではこのような規制がなされています。液体放出について再処理工場での規制値は廃液に含まれる全ての放射性物質について3月間の累積実効線量として定められています。しかしこの値は海洋のどの地点で測定されているのか、測定データはどうなっているのか国や原燃に何回も質問していますが回答がありません。沖合3 km・水深44 mの放出口が周辺管理区域外に相当しますが放出口付近海洋でのトリチウムの測定は実施されていません（海洋表面海水について3ヶ月に1回測定はしている）。測定するとたちまち基準を超えるでしょう。不都合なデータは測定しないでやり過ごそうとしているのです。

気体放出については、六ヶ所再処理工場周辺管理区域外に6カ所の測定点が設けられています。気体に含まれ最も大量に放出される放射能クリプトン 85 の自然界のバックグラウンドレベルは約 2Bq/m³ 程度です（過去の核実験や英仏等の再処理工場からの放出による）。周辺監視区域外でのクリプトン 85 の濃度限度は 100000Bq/m³ に定められています。このことは周辺大気測定点で自然界の 5 万倍（しかも 3ヶ月平均）まで上昇しなければ法律上は取り締まれないという驚くべき緩い基準なのです。自然界の 5 万倍の濃度がしかも 3ヶ月間特定の測定点に漂うということは風向きの変化を考慮するときあり得ないことです。仮に再処理工場で大きな事故があったとしてもこの基準をオーバーすることはないでしょう。何のための基準なのでしょう。ガザル規制法と言えましょう。この基準値は原発においても同様適用されています。

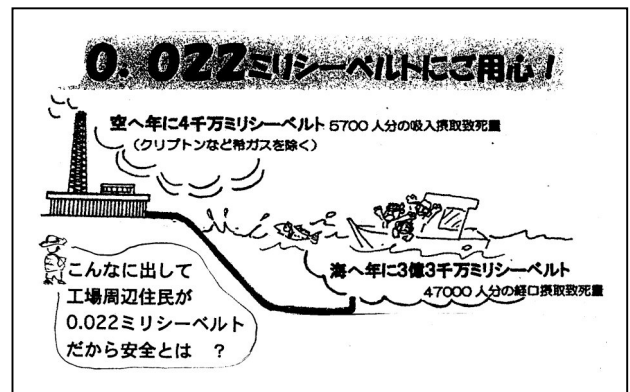
環境法の総量規制に対して、原子力を推進する人たちは原子力施設には「管理目標値」があり放出総量が規制されていると言います。この値は放射性核種毎に年に環境へ放出される最

大の想定値であり、再処理工場の場合は年に再処理する使用済み燃料 800 トンに含まれる核種と除去できる量から計算して求めた値です。事業者が計算し申請した数値を国が認めたものであり「保安規定」として一応国の縛りがあります。しかし事故でもない限りこの目標値を上まわることはありません。環境を守る数値ではなく、工場運転を前提にした目標値であることと、1年経たなければ評価ができないことなど問題があります。実効性がない人々の目を誤魔化すための数値でありあまり意味がありません。

ちなみに六ヶ所再処理工場における年管理目標値は海洋放出 3 億 3 千万ミリシーベルト（3 億 3 千万人の年摂取限度相当）、空へは（換算できないクリプトン 85 を除き）4000 万ミリシーベルト（4000 万人の年摂取限度相当）になります。ここまでは放出して良いことになっているのです。

このような大量放出を国が認めていることは、本来国民の健康で文化的な生活を守るべき国の存在意義が疑われるものです。

*一般人の年摂取限度は1ミリシーベルト



6) 原子力施設周辺の環境試料を測定しているというがその基準値はあるのか

～環境で検出しはじめた放射能～

実際の使用済み核燃料を用いプルトニウムを取り出す、アクティブ試験が 06 年 3 月末から開始されて丸 3 年が経過しました。

3 放射能（トリチウム、クリプトン 85、炭素 14）の全量垂れ流しにより当然のこと環境試料からこれらの放射能が検出されはじめています。工場の北 25 kmにある東通原発沖で自然海水の 15～20 倍のトリチウムが検出され、原燃は再処理工場から海洋へ放出した廃液に起因すると認めました（07・08 年度東北電力

測定)。工場の東隣にある尾駮沼の水からトリチウムが自然水の 2～4 倍検出され、海洋放出工場廃液を含む海水が逆流したためだと認めました。工場沖合のヒラメなどの魚中からトリチウムが自然界の 10 倍（07 秋）、15 倍（08 秋）と増加しつつあります。しかし不可解なことに工場沖合の海水から未だトリチウムが検出されていません。大気に関しては工場周辺の測定数地点でクリプトン 85 がバックグラウンドの数千倍の濃度が押し寄せ、数時間滞留後去っていきしました（07 秋）。京大小出氏は大気中の水蒸気から自然界の 4～10 倍多いトリチウムを検出しています（07 秋）。農作物中の炭素 14 の割合が上昇傾向にあります。プルトニウム、アメリシウムなども増加傾向にあります。

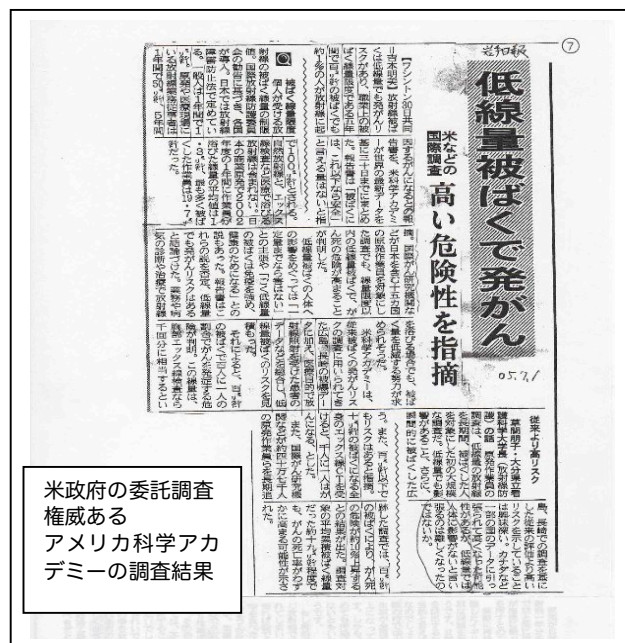
しかし、これらの環境試料の放射能基準が定められていません。トリチウムが自然界の何千倍になろうとも規制措置がとられることはないのです。食料となる海産物や農作物の放射性物質の摂取基準値も決まっています。

ただ、「原子力施設等の防災対策について（昭和55年6月30日原子力委員会決定）第5章3の（3）飲食物の摂取に関する指標」に災害対策本部等が飲食物の摂取制限措置を講ずることが適切であるか否かの検討を開始する目安として、ヨウ素、ウラン及びプルトニウム、セシウムを選定し飲食物摂取制限に関する指標が提案されています。例えば飲料水や乳製品についてヨウ素131は300ベクレル/kg以上等。この値はあくまでも災害時のものであり、日常的な飲食物に関わる摂取限度については定められていません。法規制がなければ行政は取り締まることができません。全く無法状態の放射能環境規制になっています。

【まとめ】

以上のように、放射性物質の環境規制は40年以上にわたり環境基本法第13条がなおざりにされたままに現在に至っています。原子力基本法の目的はエネルギーの確保と生活水準の向上であり、環境を良好に保全しようというものではありません。原子力関連法が不備のため現在の放射性物質による環境規制は極めて形式的でおざなりなものになっています。

放射性物質の環境放出規制は排出口規制ではなく周辺監視区域外規制とし、規制値は極めて緩くしかも3ヶ月間の平均値とし、1年後にな



らなければわからない管理目標値を使用するなどザル規制であり事業者都合の良いものになっています。これでは実質的な環境を保全する規制ができないものであり意味がありません。環境試料の放射性物質の濃度規制についても整備されていません、特に日常的な農作物や海産物の放射性物質摂取基準がないことは問題です。規制値がなければ監視や取締りができません。環境基準や環境アセスメントなどの措置が法整備されていないことも問題です。このような背景があり、トリチウムやクリプトンの除去技術が開発されているのに関わらず再処理工場ではそれを設置しようとしません。

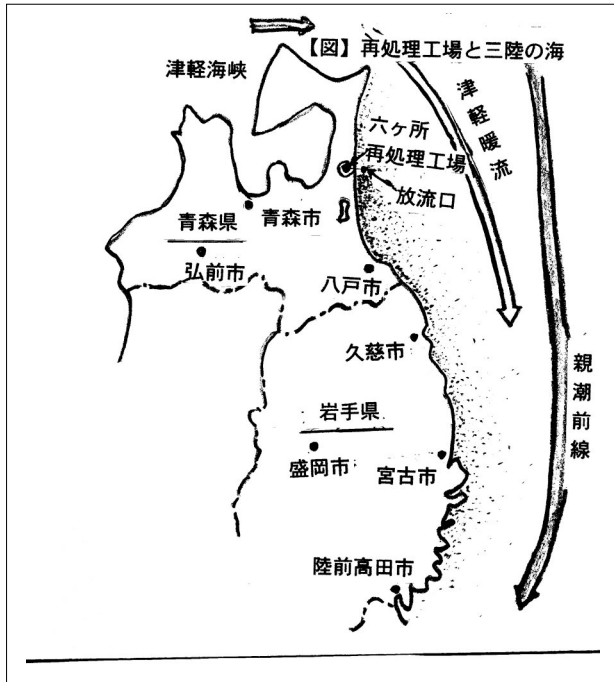
環境の保全が人類の未来を左右することが明白になってきている時代です、放射性物質だけが特別視される時代ではありません。この放射性物質による環境汚染の法整備をせず曖昧のまま人々を誤魔化し続けている限り、国民は最終処分場や再処理、プルサーマル、もんじゅなどの原子力施設建設に協力することはないでしょう。

以下提言します。

- ・ 環境基本法第13条の具現化を徹底し法整備を急ぐこと。（短期目標）
環境基本法の理念を尊重し、これに沿った内容の法整備を行うこと。唯一の被ばく国として人々の健康で文化的な生活と幸せのため世界の模範となる、放射能環境規制法を定めること。
- ・ 環境放射能の監視機関は環境省に移管すること（短期目標）

原子力推進機関である経産省が環境放射能の監視をするという公平性に欠くやり方を変更すること。

- ・時代に合わない原子力基本法を抜本的に見直しをすること。（中長期目標）



* 岩手県宮古市の「豊かな三陸の海を守る会」や「重茂漁協」「岩手県消団連」は「放射能を海に流さないこと」とする法律「放射能海洋放出規制法（仮称）」を求める請願を 06 年から精力的に県内市町村議会へ働きかけている。09.7 現在岩手県内 35 市町村中 33 議会で請願が採択され国へ意見書が提出された。唯一盛岡市議会で不採択（本会議で 1 票差で）になっている。

* 参考にした図書

環境基本法の解説 ぎょうせい

環境省総合 環境政策局総務課

環境六法 中央法規

公害関係法令・解説集 帝国地方行政学会

新版環境法の新たな展開 法律文化社

原子力規制関係法令集 大成出版社

原子力市民年鑑 七つ森書館

放射線取扱の基礎 日本アイソトープ協会